資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく前払式支払手段の払戻し公告

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、株式会社小田急トラベルでは、令和七年四月三十日で利用終了しました小田急トラベル旅行ギフト券につきまして、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、次の通り払戻しを行います。

〈払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号〉

株式会社小田急トラベル

〈払戻しを行う前払式支払手段の種類〉

小田急トラベル旅行ギフト券

〈払戻しの申出期間〉

令和七年五月一日午前十時〇〇分～令和八年二月二十八日午後四時〇〇分

※当該期間内に払戻しの申し出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

〈お問い合せ先〉

株式会社小田急トラベル

小田急トラベル旅行ギフト券払戻事務局

〒一五一－〇〇五三

東京都渋谷区代々木二－二八－一二

電話　〇三－三三七九－六八八四

https://www.odakyu-travel.co.jp/

受付時間は、午前十時から午後四時まで（土日祝日・年末年始は除く）

払戻し方法については、ＨＰにてご確認ください。